

議案第 81 号

井笠地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

平成 31 年 3 月 31 日をもって井笠地区農業共済事務組合を解散することに伴い、別紙のとおり財産を構成市町の協議のうえ帰属させることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

井笠地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、井笠地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、次のとおり定める。

井笠地区農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合の財産をすべて岡山県農業共済組合へ帰属させるものとする。

なお、清算事務の終了後、業務勘定の残余財産については、構成市町の協議による配分によって構成市町に帰属させるものとする。

この協議書の成立を証するため、本書5通を作成し、構成市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

笠岡市長 小林嘉文 ㊞

井原市長 大舌勲 ㊞

浅口市長 栗山康彦 ㊞

里庄町長 加藤泰久 ㊞

矢掛町長 山野通彦 ㊞